

14 管理運営

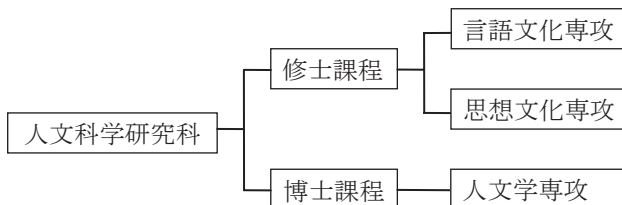
1 大学院の管理運営体制

1) 大学院研究科の教学上の管理運営組織の内容とその活動上の適切性

[現状の説明]

- (1) 本学の大学院の組織は下図のとおりである。
- (2) 大学院の教学上の管理運営は、「教員の職制に関する規程」（規程集 427～430 頁）に則り、研究科全体に関しては研究科長が、各専攻に関しては各専攻主任がそれぞれの諸問題を取扱う形で行われる。
- (3) 研究科全体に関する事項については、「大学院研究科委員会規程」（規程集 197～199 頁）に則り、研究科長が召集し主宰する研究科委員会において審議する。研究科委員会においては学務部長及び学生部長も審議に参加し、審議結果を受けてそれぞれの管轄事項を処理する。研究科委員会開催の準備機関として研究科運営委員会が置かれ、研究科長、各専攻主任、学務部長、学生部長等が参加して、原則として研究科委員会開催の 1 週間前に開かれる。ここでは、次回の研究科委員会の議題を決定し、その内容について必要な審議を行う。
- (4) 各専攻に関する事項については、「大学院専攻会議

図 14-1 大学院組織図



規程」（規程集 437～438 頁）に則り、専攻主任が召集し主宰する専攻会議において審議する。専攻会議はまた、学長、研究科長、研究科委員会等から付託された事項を審議する。

[点検と評価]

大学院の管理運営に関しては、必要とされる規程は職制および諸会議に関して整えられており、実際上の運営も規程を遵守する形で行われており、概ね適切と判断される。

ただし、研究科委員会については、教授会の修了後に開催される慣例であるため、必ずしも十分な審議時間を確保することができないという問題がある。この問題は各専攻委員会にも共通する。とくに、言語文化専攻は日本語圏・英語圏・スペイン語圏の 3 言語圏を包摂するので、専攻会議に加えて下部会議としての言語圏別の会議という 2 段階が必要とされるため、会議時間の設定に十分に配慮しなければならない。

[改善の方策]

大学全体の数多くの会議の中で、学部会議に較べて大学院関係の会議はやや軽視される傾向が見られる。数多くの会議を効率よく設定するのは容易ではないが、今後は研究科委員会および専攻会議の時間を確保するよう努める必要がある。

2) 大学院の審議機関(大学院研究科委員会など)と学部教授会との間の相互関係の適切性

[現状の説明]

大学院研究科委員会と学部教授会とは独立の審議機関として位置づけられており、両者の相互関係について定めた規程はない。実際上も意識的に両者を関連づけることは行われていないが、両者間に齟齬や対立が

生じたことはない。

[点検と評価]

本学大学院研究科委員会に属する専任教員はすべて学部(つまり全学)教授会のメンバーであるので、研究科委員会の審議は自ずから学部教授会の審議内容を踏まえて進められていることが、両者間の連携がスムーズに行われていることの理由であろう。

また、研究科委員会には学長および副学長(あるいは学長補佐)もメンバーとして参加することが定められており(研究科委員会規程第3条、規程集197頁)、教授会の議長でもある学長は研究科委員会の審議内容を具に認識することができる。この点も、両者間の自然な連携を可能にしている要素であろう。

このように、運営上はとくに問題はないと判断されるが、専任教員であっても研究科委員会に参加していない教員にとっては、大学院の実情について十分な情報を得る機会が乏しいという問題がある。

[改善の方策]

現在、教授会メンバーの3分の1ほどの教員は大学院の授業を担当しておらず、研究科委員会に参加していないので、今後は教授会の報告事項として研究科委員会の重要な審議内容について正式に報告することが望ましい。

3) 大学院の審議機関(同上)の長の選任手続の適切性

[現状の説明]

大学院研究科委員会の長(議長)は、「研究科委員会規程」第4条により、研究科長が務めると定められている(「規程集」198頁)。研究科長は、研究科委員会の推薦に基づき学長が任命する、と定められている(「大学院学則」第9条)。

各専攻会議の長(議長)は、「大学院専攻会議規程」

第6条により、専攻主任が務めると定められている(「規程集」438頁)。専攻主任は当該専攻の専任教員の推挙に基づき学長が任命する、と定められている(「教員の職制に関する規程」第12条、「規程集」429頁)。

[点検と評価]

大学院の審議機関の長の選任手続についての本学の規定は適切であると判断される。実際上も専攻主任の選任は各専攻の推挙に基づいて学長が任命する形で行われてきた。研究科長については、大学院設置以来の十数年間にわたって、副学長ないし学長補佐が務めるのが慣例とされてきており、それは極めて適切な人事として教員の納得を得てきたため、改めて研究科委員会の推薦手続を踏むことは行われて来なかった。

[今後の方針と改善の方策]

基本的に、現行規程に則った選任方法をとるのが適切である。研究科長の選任については、副学長ないし学長補佐が研究科長を兼務することは規程による定めではないので、今後は研究科委員会の推薦に基づき学長がこれを任命するという手続をとるのが望ましい。

「14 管理運営」の総括

大学院の管理運営体制については、基本的な関連規程の整備およびその運用において、とくに大きな問題はない。したがって、現在の体制を持続することが基本の方針である。

具体的な改善点としては、運営に関する諸会議設定の問題がある。大学院関係の諸会議については、学部の教授会・諸委員会・学科等会議が立て込んでいるので、十分な審議時間をとるのが困難である。しかし、大学院の重要性に鑑みて、会議の設定時間について学部の諸会議との調整を行い、少しでも問題が解決されるように努める。これは16年度の課題とする。